

【労働組合との交渉】

会社と労働者の間でトラブルが発生した場合、その解決方法はさまざまなパターンがあります。最近特に個人で加入できる労働組合（合同労組）からの団体交渉の申し入れが増加しています。

労働組合から申し入れがあった場合、その交渉はどのように進んでいくのか基本的なパターンは以下のとおりです。



労働者が労働組合に相談し、その労働組合に加入

労働組合から会社あてに団体交渉の申し入れがある

団体交渉の実施（1回～通常5回程度）

和解（解決金等の支払いあり）

通常訴訟・労働委員会への移行

労働組合と聞くと拡声器をもってシュプレヒコールや中傷ビラ配りなどよいイメージが浮かばないかもしれません。また経営者にとっては同じ釜の飯を食べた仲間が裏切り行為に出たという気持ちから、団体交渉には一切応じないと頑なに拒んだり無視される方もたまに見受けられます。しかし団体交渉もひとつの交渉の場ですし、何より相手が何をどこまで望んでいるのかを探る場でもあるのでむしろ積極的に応じるべきだと私は思います。

さらに団体交渉で和解が成立すれば訴訟に発展するのを防げるため、時間的費用的にもメリットが生まれます。またある労働組合の幹部から聞いた話では、労働者に非がある場合は組合から本人へ「ちゃんと義務を果たさないと権利も主張できない」との指導が入ることもあるそうです。いい組合もたくさん存在します。

ぜひ労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合には拒否せず話し合いの機会をもって下さい。